

主な出来事・施策等

- ◇省庁再編、文化審議会発足 (H13.1)
- ◇「文化を大切にする社会の構築についで」(答申) (H14.4)
- ◇「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」(答申) (H14.12)
- 文化芸術創造プラン (H14年度～)
 - ・芸術拠点形成事業 (H14年度～)
 - ・本物の舞台芸術に触れる機会の確保 (H14年度～)
 - ・伝統文化子ども教室 (H15年度～)
 - ・芸術創造活動重点支援事業 (H17年度～)
- 文化庁国際文化フォーラム (H15年度～)
- ◇国立劇場おきなわ 開場 (H16.1)
- ◇「今後の舞台芸術創造活動の支援方針について」(提言) (H16.2)
- ◇文化財保護法の一部改正 (文化的景観保護制度の創設等) (H16.5)
- ◇「地域文化で日本を元気にしよう！」(報告) (H17.2)
- ◇九州国立博物館 開館 (H17.10)
- ◇「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について (審議のまとめ) (H18.2)
- ◇文化遺産国際協力コンソーシアムの発足 (H18.6)
- ◇海外文化遺産保護に係る国際協力推進法の公布 (H18.6)
- ◇国立新美術館 開館 (H19.1)
- ◇「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」(答申) (H19.2)
- メディア芸術海外展 (H19年度～)
- ◇歴史まちづくり法の公布 (H20.5)
- 文化芸術創造都市の推進 (H21年度～)
- ◇「舞台芸術人材の育成及び活用について」(報告) (H21.7)
- 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業 (H22年度～)
- 地域伝統文化総合活性化事業 (H22年度～)
- 子どものための優れた舞台芸術体験事業 (H22年度～)

基本的視点の変遷

文化芸術の振興に当たっては、基本法第2条に掲げられた次の八つの基本理念のっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

- ④我が国及び世界の文化芸術の発展
優れた文化芸術は、国民に深い感動や喜びをもたらすとともに、世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成して文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮する。
- ⑤多様な文化芸術の保護及び発展
人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、その厚みを加えるものとなることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、その継承・発展を図る。
- ⑥各地域の特色ある文化芸術の発展
各地域において人々の日常生活の中ではぐまれてきた多様な特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることにかんがみ、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図る。

- ⑦我が国の文化芸術の世界への発信
我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることにかんがみ、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図る。
- ⑧国民の意見の反映
文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

H13.12 文化芸術振興基本法の公布・施行

H14.12 第1次基本方針の策定 — 文化芸術の振興に当たっての基本理念 —

- ①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
文化芸術は人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。
- ②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上
文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮する。
- ③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備
文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

H19.2 第2次基本方針の策定 — 文化芸術の振興に当たっての基本的視点 —

第1次基本方針と同様、第2次基本方針においても、基本法第2条に掲げられた八つの基本理念のっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

第1次基本方針策定後の諸情勢の変化

第1次基本方針の策定後も、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く状況にも大きな影響を与えている。

国内では、**構造改革の進展**により、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られた一方、地方公共団体の文化関係経費は、**厳しさを増す財政状況**の中で減少傾向にある。また、規制緩和などにより**新たな分野への民間の進出**が可能となり、多様なサービスが効率的に提供されることへの期待が高まっている。

民間部門では、非営利活動やボランティア活動などが広がったことに伴い、**民間と行政の協働による新たな取組**が進められ、企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

公立文化施設に対しては、**指定管理者制度の導入**により、民間の新たな発想や方法（ノウハウ）による効果的かつ効率的な運営が期待される一方で、これまで地域で培われてきた文化芸術活動の安定的かつ継続的な展開が困難になるとの懸念も現場から指摘されている。

地方においては、**過疎化や少子高齢化の進展等**により、文化芸術の担い手が不足してきており、都市部においても单身世帯が急速に増加していることなどから、**地域社会（コミュニティ）の衰退**が指摘されている。また、**大規模な市町村合併**により、地域に根ざした文化芸術の継承が危ぶまれている。

国際的には、政治、経済における**地球規模化（グローバルイゼーション）の進展**に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティの危機をめぐる緊張が高まり、文化の多様性が脅かされることが懸念されている。これを背景に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では、2005年（平成17年）10月に「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」が採択された。

また、インターネットをはじめとする**情報通信技術の発展と普及**は、あらゆる分野において、国境を越えた対話や交流を活発化させ、情報の受信・発信を容易にしたが、その一方で、人間関係の希薄化、実体験の不足といった負の側面も指摘されている。

基本的視点

- i) **文化力の時代を拓く**
美しい自然や歴史・伝統に基づく文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気や喜びをもたらす普遍的な力を持っている。
- 世界の国々は文化芸術の発信により国の魅力を高め、異国の文化芸術の受容や相互交流を通じて世界の文化芸術の発展に寄与しようとしている。我が国も、伝統文化から現代文化まで多様な文化芸術を振興し、文化力を高め、心豊かで活力にあふれた社会を実現していくことが必要である。あわせて、国際文化交流を推進することによって、我が国についての理解を促進し、イメージの向上を図るとともに、文化芸術を通じて世界に貢献する必要がある。
- また、文化芸術は、古今東西の様々な人々の営為の上に生まれ、その継承と変化の中で新たな価値が見い出されていくものであり、短期的な視点のみでその価値を計ることは困難である。こうした文化芸術の特質を踏まえ、文化芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開する必要がある。
- ii) **文化力で地域から日本を元気にする**
我が国は長い歴史の中で、諸外国との交流などを通じて様々な文化芸術を受け入れつつ、全国各地で多様かつ特色ある文化芸術を創造し、継承し、発展させてきた。この地域文化の厚みが日本文化の基盤を成している。すなわち、地域文化が豊かになるほど日本文化全体も豊かになり、日本の魅力が高まる。
- また、地域で住民が文化芸術に触れ、その個性を發揮し創造にかかわることは、個人が元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力もなる。このため、**大都市に偏りがちな文化芸術を鑑賞する機会の格差を改善し、人々が、全国のどこでも、様々な形の文化芸術に触れ、更に豊かな文化芸術を創造できるようにすることが必要である。**
- 地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、**地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心よりどころとしてその保存及び活用を図ることが望まれる。**
- さらに、今後、いわゆる「団塊の世代」の人々が定年を迎えることから、これらの人々が文化芸術を享受し、地域の文化芸術活動に参加していくための環境を整備していく必要がある。

- iii) **国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える**
文化芸術は、国民の身近な生活に密着しているものであり、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築することが求められている。
- 文化芸術活動は国民の自発的、自主的な営みであることから、活動主体の個性や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。
- 基本法制定後、地方公共団体では、新たに文化芸術振興のための条例の制定や推進計画等の策定も数多くなされており、文化芸術の振興に当たっては、国民の生活に近い地方公共団体が高い専門性と知識を備え、主たる役割を担うことが期待される。
- 一方、近年、企業のメセナ活動や文化芸術系特定非営利活動法人（アートNPO）をはじめ民間団体による文化芸術への支援が活発化している。こうした自発性に基づく民間からの支援は、我が国の文化芸術の振興に不可欠であり、それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。
- 国は、こうした認識の下、地方公共団体や民間による自主的な文化芸術振興に係る活動に対して、支援や情報提供等の所要の措置を講ずる必要がある。同時に、伝統的な文化芸術の継承・発展や文化芸術の頂点の伸長、視野の拡大など、国として保護・継承し、創造を促進していくべきものに対しては、積極的に支援することが必要である。その際、厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な法制上、財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により、文化芸術活動の発展を支える環境づくりを進める必要がある。
- これらの視点を踏まえ、**関係府省間の連携・協力を一層推進するとともに、個人、企業、団体、地方公共団体、国などが相互に連携し、社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが重要である。**

重点施策の変遷

文化振興マスタープラン (H10.3.31)

1. 芸術創造活動の活性化

文化は、とりわけ創造性が求められる分野であり、多彩で豊かな芸術文化を生み出す源泉は、芸術家や芸術文化団体等の自由な発想に基づく創造活動にある。しかし、その活動基盤は極めて不安定な状況にあることから、芸術家・芸術文化団体等が創造活動に活発に取り組めるようにするため、それを支える安定した創作環境の整備充実が不可欠である。

このため、公的支援や民間支援など社会に内在する多様な資源を活用し、様々な形態による芸術文化支援を一層充実させる。

- (1) **芸術創造活動への支援**
→「アーツプラン21」の充実
- (2) **メディア芸術の振興**
- (3) **幅広い芸術文化活動への助成**
→芸術文化振興基金による助成
- (4) **メセナ活動の活性化**
- (5) **活字文化の振興と普及**

6. 文化発信のための基盤整備

文化振興のためには、文化基盤の整備充実が不可欠であり、快適で心地よい生活環境の実現や文化を経済の活性化につなげる観点からも重要である。

そのため、文化発信の拠点となる美術館・博物館等の活動基盤を整備し、その活動を活性化する。国立美術館・博物館等については、収蔵品の一層の充実や施設設備の整備充実をはじめとする展示・研究機能やサービス機能の向上を図るとともに、新たな国立文化施設についてはその整備を推進していく。

また、高度情報化社会の進展に対応し、美術品や文化財、文化事業、芸術団体等の文化に関する様々な情報を蓄積して内外に広く提供するなど、多様な関心に応じた質の高いサービスを行う。

さらに、情報化の進展に伴い、著作権の保護及び著作物の適切かつ円滑な利用が確保される環境の実現が重要になっている。

- (1) **美術館・博物館活動の活性化**
→ミュージアム・プランの推進
(美術品等の公開促進、補償・保険制度等)
- (2) **国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実**
- (3) **新しい国立文化施設の整備充実**
- (4) **文化情報に関する総合的なシステムの構築**
- (5) **文化に関する研究機能の充実**
- (6) **情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開**

第1次基本方針 (H14.12.10)

—重視すべき方向—

v) 文化芸術に関する財政措置及び税制措置

文化芸術については、社会全体でその振興を図っていく必要があるが、そのための方策として、フランスに代表される国による支援が中心の場合と、アメリカ合衆国に代表される民間による支援が中心の場合がある。我が国の文化芸術の振興の取組や文化芸術活動の状況等を踏まえ、国及び民間が双方の立場から文化芸術の振興を展開していく必要がある。

このため、国及び民間双方による支援をより一層効果的なものとしていくことが不可欠であり、厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動に対する民間からの支援の促進を図っていく。

第2次基本方針 (H19.2.9)

—重点的に取り組むべき事項—

iii) 文化芸術活動の戦略的支援

文化芸術活動は、人々に活力を与えるとともに、諸方面に及ぶ国民の活動の活性化が促され、経済活動とあいまって社会全般に大きな影響を及ぼすものである。このような活動の中には構造的に収支のバランスが取りにくい分野も見られることから、国、地方公共団体、民間は文化芸術活動を行う者の自主的な活動を十分に尊重しつつ、それぞれの立場から様々な支援を行っていくことが重要である。

国が行う文化芸術活動への支援については、中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援とその普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的・戦略的な支援が行えるよう、支援方針について必要な見直しを行う。

これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ、きめ細かくかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要がある。

審議経過報告 (H22.6.7)

—六つの重点戦略—

(1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらの現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。

- ◆ **文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する。**
- ◆ **寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。**
- ◆ **専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。**
- ◆ **地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。**
- ◆ **美術品の国家補償制度を速やかに導入する。**
- ◆ **国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。**

文化振興マスタープラン (H10.3.31)

4. 文化を支える人材の養成・確保

優れた文化を継承・発展させ、創造していくためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠である。また、文化の作り手と受け手とをつなぐ架け橋となる人材の育成が必要となっている。そのため、次代を担う若手芸術家、文化施設や芸術文化団体のマネージメントを行う人材、美術館・博物館の学芸員、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸の後継者、文化財保存技術者・技能者など、文化を支える多様な人材の養成・確保のための諸条件の整備が急務となっている。

したがって、国が行う研修のみならず、芸術団体等が実施する研修などの民間の活動への支援を充実する。その際、日本芸術文化振興会の人材養成支援等の機能を強化する。また、必要に応じて資格制度の創設など制度的な枠組みの整備を図っていく。

(1) 若手芸術家の養成

→若手芸術家の国内外での研修機会を充実

(2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保

(3) 文化財の保存伝承基盤の充実

6. 文化発信のための基盤整備【再掲】

(1) 美術館・博物館活動の活性化

(2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実

(3) 新しい国立文化施設の整備充実

(4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築

(5) 文化に関する研究機能の充実

→大学等や国内外の研究機関との連携協力

(6) 情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開

3. 地域文化・生活文化の振興【後掲】

(前略)

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであることから、地域や学校教育の場等において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充する。

(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実（「地域こども文化プラン」の推進）

→優れた舞台芸術を鑑賞する機会の充実、学校教育の場での舞台芸術ふれあい教室、美術品や文化財に親しむ機会、等

(2) 地域における個性豊かな文化の創造

(3) 文化施設や文化団体の活性化支援

(4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興

第1次基本方針 (H14.12.10)

i) 文化芸術に関する教育

国民が、文化芸術に対する関心と理解を深め、自らを含む社会全体がその担い手であるという意識を持って、文化芸術を創造し、享受していくためには、その基礎となる豊かな感性や創造性をはぐくむとともに、文化芸術に触れ、親しむことができる教育環境づくりが重要である。

家庭、学校、地域が連携して、自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することが大切である。

特に、学校教育においては、子どもたちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会を持つことができるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図る必要がある。同時に、教員一人一人が豊かな感性と幅広い教養を持ち、自己啓発に努めながら、教育活動を展開することにより、学校教育活動全体をより文化的なものとしていく必要がある。

第2次基本方針 (H19.2.9)

i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を支える人材の育成

多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造を支える専門的人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これらの関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。

特に、文化芸術活動を支えるためには、文化施設や文化芸術団体の企画、運営及び文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネージメント担当者や舞台技術者等の人材の育成を図る必要がある。

さらに、無形文化財や文化財の保存技術のうち重要なものについては、国が継承者養成のために一定の取組を行っているが、生業として成り立ちにくいことなどから、後継者が得難くなっている分野が少なくない。こうした中、これらに携わる人々が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立できる環境の整備が課題となっており、国として長期的視点に立って支援を充実していく必要がある。

こうした専門的人材の育成を図るとともに、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境整備を図ることが必要である。

v) 子どもたちの文化芸術活動の充実

子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくみ、日本人としての自覚を持ちつつ国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成するためには、学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要である。

このため、子どもたちが文化芸術を鑑賞したり、創造的活動を行ったりする機会など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが重要であり、学校や地域での文化芸術活動を、文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が緊密に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築する必要がある。

さらに、世界の文化の多様性を理解するためにも、子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが必要である。

審議経過報告 (H22.6.7)

(2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実

文化芸術に係る人材については、芸術家の国内での活躍の場が少なく海外流出も見られるといった事例のほか、文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。また、無形の文化財等の技術・技能が途絶えるおそれがあるなど、様々な課題がある。これらを踏まえ、芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材を充実する観点から、以下の取組を進める。

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術の振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。

(3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

子どもや若者にとって、本物の文化芸術に触れる機会が十分でなく身近なものと感じられにくい、地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かにはぐくむ環境が失われつつあるなどの課題が指摘されている。これらを踏まえ、文化芸術の裾野を拡大するとともに、感性や創造力、コミュニケーション能力をはぐくむため、子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。

文化振興マスタープラン (H10.3.31)

2. 伝統文化の継承・発展

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで、守り伝えてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。我が国の優れた伝統文化を守り伝え、発展させていくことは、文化政策の極めて重要な課題である。文化財に関する科学技術の成果を生かしながら、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しめるようにしていくことが求められている。

(1) 文化財の保存・修理等の充実強化

→文化財の保存・修理、
防災施設等の整備、防災対策等

(2) 文化財の保存伝承基盤の充実【再掲】

(3) 文化財の公開・活用の推進

(4) 文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護

3. 地域文化・生活文化の振興

文化立国の実現を図るためには、人々が、本当に心の豊かさを実感できるような生活環境の実現が必要であり、全国各地において、国民が生産を通じて、文化に身近に接し、個性豊かな文化活動を活発に行うことができる環境を整備する必要がある。

このため、地域における個性豊かな文化の創造、蓄積及び発信の促進を図る。また、文化の創造と享受とをつなぐため、地域における文化活動の環境の整備や架け橋となる人材の育成などを行う。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであることから、地域や学校教育の場等において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充する。

(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実（「地域こども文化プラン」の推進）

(2) 地域における個性豊かな文化の創造

→文化の香り高いまちづくり、拠点づくり、ふるさとの伝統文化の復活・再生支援、アーティスト・イン・レジデンス

(3) 文化施設や文化団体の活性化支援

(4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興

→伝統的な衣食住等に係る生活文化等
日常生活に根ざした生活文化

第1次基本方針 (H14.12.10)

iii) 文化遺産

長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎を成すものである。

近年の急激な社会構造の変化の中で、文化遺産を現代に生かす保存とその適切な活用の在り方を踏まえながら、実効性のある保存、活用のための方策について検討を進める必要がある。同時に、文化遺産の修復及び保存伝承のための基盤の充実、文化遺産についての体験学習の機会や文化遺産に関する普及啓発活動の充実などに積極的に取り組む必要がある。

第2次基本方針 (H19.2.9)

vi) 文化財の保存及び活用の充実

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、社会の発展の基礎を成すものである。近年の急激な社会構造の変化の中で、実効性のある保存及び活用の充実を図っていくことが重要である。

このため、国や地方公共団体による文化財の保存及び活用の充実とともに地域社会が文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成が必要である。

また、ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして、文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法について検討を行うことが必要である。

さらに、我が国の文化遺産のユネスコ世界遺産への登録は、我が国の貴重な文化遺産の国際的な価値が評価されるとともに、登録を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で、大きな意義があり、今後、日本からの推薦、登録を推進していくことは重要である。

iv) 地域文化の振興

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞したり、これに参加したり、これを創造したりする機会を確保するためには、各地域における様々な公演・展示の拠点づくりなどの活動に対する支援が必要である。加えて、文化芸術における地域間交流を促進するため、地域の文化芸術活動の関係者が交流する機会の充実も重要である。

また、地域文化の振興に当たっては、住民、文化芸術団体、社会教育関係者、学校、地方公共団体、地域の報道機関やメセナ活動に熱心な企業など地域文化の担い手が相互に連携・協力する取組を促すことが必要である。特に、地域の高等教育機関は、教育研究を通じてハード・ソフト両面にわたって優れた文化力を発揮し、地域と協働し、文化芸術を生かした地域活性化や文化芸術の担い手育成など地域文化の振興に貢献することが望まれる。

さらに、地域の文化力を、地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりに生かすことが求められており、関係府省や地方公共団体、関係団体による協議や連携を強化する必要がある。

審議経過報告 (H22.6.7)

(4) 文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財について、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的な保存・活用を図ることは極めて重要である。また、文化芸術の作品、資料等は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的な収集・保存が進んでおらず、劣化・散逸や海外流出の危機にある。これらを踏まえ、文化芸術を次世代へ確実に継承するため、文化財の保存・活用や文化芸術の作品、資料等の収集・保存（アーカイブ）に関し、調査研究機能を充実するとともに、以下の取組を進める。

- ◆ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。
- ◆ 文化財の公開・活用を一層進める。
- ◆ **文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。**そのため、**作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備が可能な分野から早急に着手する。**

(5) 文化芸術の観光振興、地域振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。こうした文化芸術資源を活用して各地域で観光振興、地域振興、産業振興等の取組が行われているが、各地域にはいまだ生かし切れていない文化芸術資源が少なくない。また、過疎化、少子高齢化による地域社会の衰退等によっても、これらを十分に生かすことがままならない地域も数多く見られる。これらを踏まえ、文化芸術の価値を観光振興、地域振興、産業振興等に更に活用することができるよう、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ **文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値を適切に継承しつつ、観光振興、地域振興等に活用するための取組を進める。**
- ◆ 地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、**創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。**
- ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付ける取組を進める。
- ◆ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化芸術資源を掘り起こす。

文化振興マスタープラン (H10.3.31)

5. 文化による国際貢献と文化発信

国際化の進展に伴い、文化活動は国際的な広がりを持つようになっていく。また、国際社会の中で、文化は一国の国民共通の拠りどころとして重要であるとともに、文化による国際貢献が求められている。

そのため、文化の国際交流の拠点としての機能を充実強化し、優れた芸術創造活動や世界に誇れるべき文化財などを海外に一層積極的に発信するとともに、我が国で開催される国際フェスティバルへの支援や人類共通の貴重な財産である文化遺産の保存・修復への協力など国際的な文化交流や文化による国際貢献を行う。その際、外務省・国際交流基金などとの連携をさらに緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすため、文化庁の国際交流・協力の機能を強化する。

- (1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実
→芸術フェローシップ、
アジア・アート・フェスティバル、
海外公演、国際フェスティバル
アーティスト・イン・レジデンス
- (2) 映画芸術の交流
- (3) 伝統文化の国際交流の推進
→古美術品の海外展、伝統芸能の海外公演
草の根レベルでの相互交流
- (4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進
- (5) 文化財保護に関する国際協力の推進
- (6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援

1. 芸術創造活動の活性化【再掲】

- (1) 芸術創造活動への支援
- (2) メディア芸術の振興
(「メディア芸術21」の推進)
→メディア芸術祭、メディア芸術プラザ、
映画芸術振興施策
- (3) 幅広い芸術文化活動への助成
- (4) メセナ活動の活性化
- (5) 活字文化の振興と普及

第1次基本方針 (H14.12.10)

iv) 文化発信

優れた伝統を生かしつつ、個性ある我が国の文化を育て、世界に発信していくことが重要である。

そのためには、まず長い歴史や伝統の中で、諸外国との文化交流を図りつつ、形成されてきた我が国の文化についてよく知り、理解を深める必要がある。自己の文化について理解することは、他の文化に対する寛容や尊重の気持ちはなく、他文化につながるものである。

その上で、我が国の文化を、伝統文化から現代文化に至るまで、総合的かつ積極的に発信していく必要がある。このことは、我が国の文化が国際的に多様な刺激を受けて、新たな創造を加えつつ発展していく上で重要であるのみならず、国際社会における我が国の文化的地位を確かなものにし、世界の文化の発展や人類への貢献となるものである。

ii) 国語

国語は、長い歴史の中で形成されてきた国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものでもある。

同時に、国語は、我が国の先人たちの築き上げてきた伝統的な文化を理解し、考える力や表現する力を培い、豊かな感性や情緒を備え、幅広い知識や教養を持つために不可欠なものであり、今後の文化の継承と創造に欠くことができないものである。

このような国語の重要性にかんがみ、国民一人一人が、国語についての認識を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく環境を整備する必要がある。

特に、学校教育全体を通じて、国語力を向上させる取組が十分に行われるよう努めるとともに、家庭や地域などにおいて国語についての意識を高めていく必要がある。

第2次基本方針 (H19.2.9)

ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には、それらの活動が国のイメージに大きな影響を与え、他方で世界の平和や繁栄にも貢献するという意味で外交的側面も有するという観点や、国内の文化芸術振興という観点に留意しつつ、関係府省等が連携していくことが重要である。

また、日本の伝統文化だけでなく、現代の文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう、国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。その際には、アニメ、マンガ、音楽等の「ジャパン・クール」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある。

さらに、諸外国の文化財が適切に保護・継承されるよう、積極的に文化財保護の国際協力を推進する必要がある。

審議経過報告 (H22.6.7)

(6) 文化発信・国際文化交流の充実

我が国は、秀逸な伝統文化の蓄積の上に、ハイカルチャーからポップカルチャーに至るまで、多彩で優れた文化芸術を有している。しかしながら、こうした日本文化に対する国際社会の関心は表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない。これらを踏まえ、我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を更に推進するため、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 文化財分野における国際協力を充実する。
- ◆ 東アジア各国の参加を得て、芸術都市を定め、様々な文化芸術活動を開催する「東アジア芸術創造都市（仮称）」や、大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進する。